

別紙1

電子複写機（広幅）賃貸借仕様書

- 1 件 名 豊田総合支所建設農林課電子複写機（広幅）賃貸借契約業務
- 2 賃貸借期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日
- 3 賃貸借機器 電子複写機（広幅） 1台
- 4 設置場所 下関市豊田町大字殿敷1918番地1
下関市役所豊田総合支所内
- 5 納入期日 令和8年6月1日までとする。
※納期が延期する場合、納入日までの間は代替機対応とし、
使用料に含む。
- 6 予定複写カウント数 300カウント／月
カウントの算出方法は以下のとおり。
出力サイズ A3以下：1カウント A2以下：2カウント
A1以下：3カウント A0以下：5カウント
- 7 機械の仕様 別紙2「機械仕様書」のとおり
- 8 契約内容
 - ① 落札金額に消費税及び地方消費税相当額の税率を乗じて得た額で契約する。
 - ② 金額には、用紙、インク、印刷用メディア以外の消耗品の供給、保守及びコピー機の設置（機能設定を含む）、移設（契約設置場所間）、撤去に係る経費を含むものとする。
 - ③ 料金の支払いは、契約金の60分の1の金額を当月分支払額とし、市は請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

- ① 複写機は、賃貸借開始日までに市が指定した場所へ設置し、使用可能な状態に調整を完了するものとする。
- ② 複写機の設置及び撤去に係る費用は、契約業者の負担とする。
- ③ 設置場所の変更に伴う複写機移動に係る費用は、契約業者の負担とする。
- ④ 本契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約期間中の予算措置が当然に保障されるものではなく、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は変更又は解除する。

ただし、契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。